

～平成30年度税制改正⑫～

平成30年税制改正内容についての事業法人に係る項目の概要説明。今回は組織再編税制における改正内容の概要である。

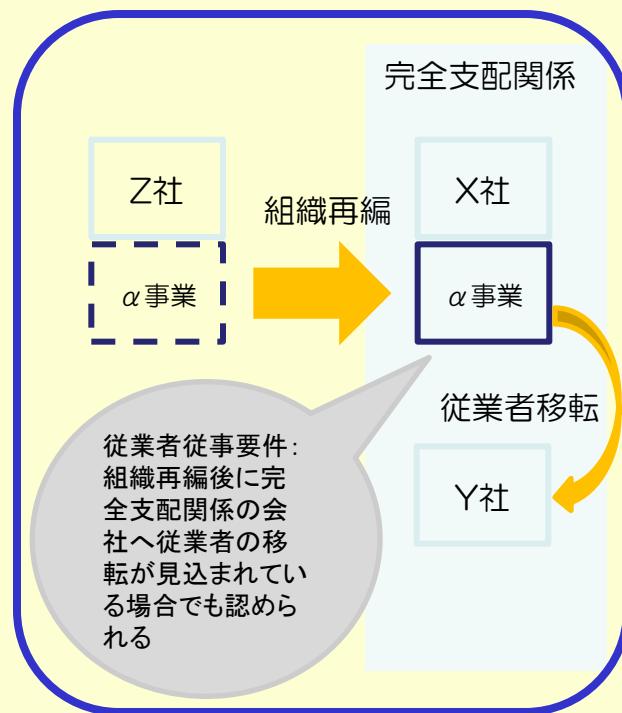
(ポイント)

- 組織再編税制における適格要件(従業者引継要件・事業継続要件)の見直しあり
- 組織再編税制における適格要件(適格株式分配における完全支配関係の継続要件)の見直しあり

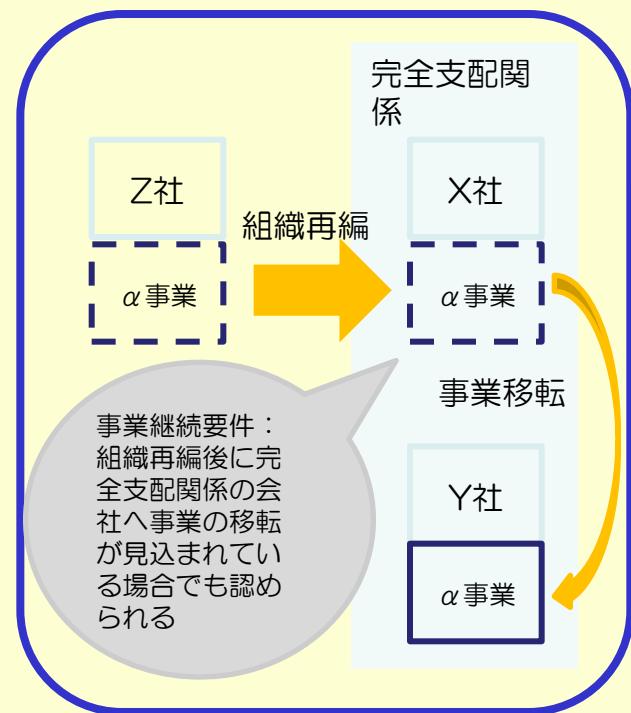
1.従業者引継要件・事業継続要件の見直し

当初の組織再編成の後に完全支配関係がある法人間で従業者又は事業を移転することが見込まれている場合にも、当初の組織再編成の適格要件のうち従業者従事要件及び事業継続要件を満たすことになる。

(従業者従事要件の緩和)



(事業継続要件の緩和)



要 件	従前	改 正
従業者引継要件	Z社の組織再編直前の従業者のうち、おおむね80%以上が組織再編後にX社の業務に従事することが見込まれない	完全支配関係があるY社にZ社の従業員又はZ社の事業を移転することが見込まれている
事業引継要件	組織再編直前のZ社の事業が、組織再編後にX社において引き継ぎ行われることが見込まれない	適 格(他の要件を満たした場合)
税務上の取扱い	非 適 格	

(裏面に続く)

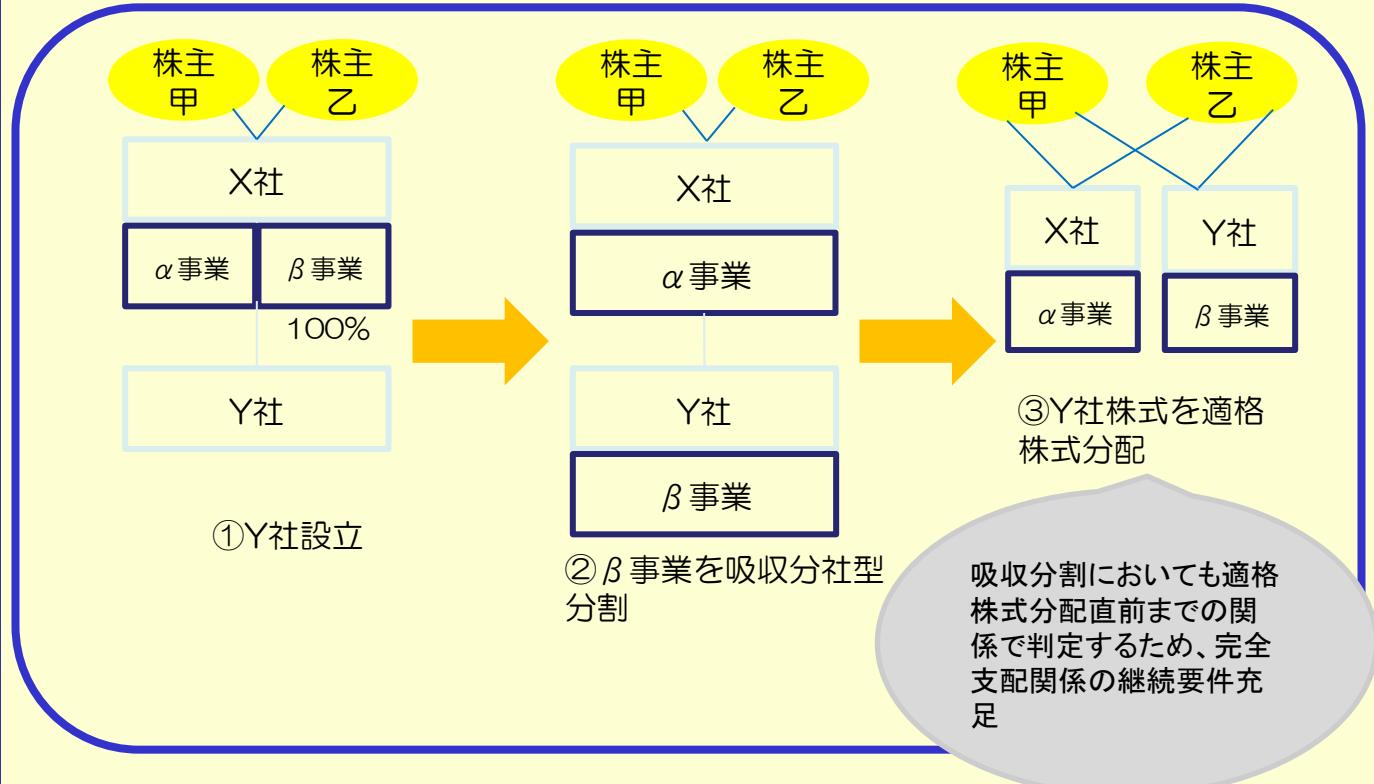


～平成30年度税制改正⑫～

2.適格株式分配における完全支配関係の継続要件の見直し

完全支配関係がある法人間で組織再編成を実施した後に、適格株式分配を行うことが見込まれている場合には、当初の組織再編成における適格要件について、当該適格株式分配の直前時までの関係により適格要件を判断することとされる。

(完全支配関係がある法人間で吸収分社型分割を実施した後に、適格株式分配を実施)



従前は適格株式分配を実施する場合において、完全子法人子会社を設立後、当該子法人に対して吸収分社型分割により事業を移転した後に株式分配を行う場合には、完全支配関係の継続要件は満たされない(非適格分割)とされていた。改正後は完全支配関係の継続を適格株式分配直前までの関係で判定することになり、完全子法人子会社を設立後、当該子法人に対して吸収分社型分割及び適格株式分配を行った場合も、当該分割は適格分割に該当することになる。

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(消費税増税の経過措置)

来年10月からの消費税増税に際し、いくつかの経過措置が設けられている。旧税率8%の消費税率から新税率10%へ増税するに当たり、税率の切替を行う際の特例措置である。①長期大規模工事に関する経過措置(契約時期等)、②特定新聞に関する経過措置(継続、発売日)、③旅客運賃等に関する経過措置(先に領収、旅客運賃、映画・演劇を催す場所等への入場料金)、④電気料金等に関する経過措置(継続的提供契約、電気、ガス、水道水及び電気通信役務等)など。それぞれ、契約や継続、内容等を踏まえ、旧税率を適用できる内容や項目が掲げられている。消費増税後の景気動向などの影響が懸念されるが、事業法人の中では、システム対応や注意喚起、駆け込み需要への対応など消費税増税への事前準備を考慮すべき時期に来ている。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。